

四日市市立隣保館条例施行規則

昭和 48 年 4 月 5 日

規則第 12 号

〔注〕平成 17 年 2 月から改正経過を注記した。

改正 平成元年 5 月 12 日規則第 34 号 平成 4 年 3 月 31 日規則第 12 号
平成 4 年 11 月 25 日規則第 65 号 平成 9 年 3 月 19 日規則第 2 号
平成 17 年 2 月 4 日規則第 4 号 平成 17 年 3 月 31 日規則第 34 号

（目的）

第 1 条 この規則は、四日市市立隣保館条例（昭和 48 年四日市市条例第 11 号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第 2 条 四日市市立隣保館（以下「隣保館」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、市長は、必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第 3 条 隣保館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、休館日に臨時に開館し、又は別に休館日を定めることができる。

- （1）日曜日及び土曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- （3）1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

（隣保館の使用）

第 4 条 隣保館を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用許可申請書（第 1 号様式）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、使用許可書（第 2 号様式）を申請者に交付する。

3 市若しくは市の教育委員会その他の執行機関が隣保事業の用に供する場合の使用許可申請及びその許可については、前項の規定にかかわらず、口頭によることができる。

（許可書の提示）

第 5 条 使用の許可を受けた者は、使用当日に前条により交付を受けた許可書を係員に提示しなければならない。

（費用の徴収）

第 6 条 隣保館を隣保事業以外の目的で使用するとき、次に定める金額を徴収する。

集会室

午前 9 時から正午まで 320 円

午後 1 時から午後 5 時まで 530 円

午後 5 時 30 分から午後 9 時まで 740 円

2 前項の費用は、前納とする。

(既納の費用)

第7条 既納の費用は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで壁、柱等に張り紙をし、又は釘類を打たないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (4) その他館の運営上支障を来すような行為をしないこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(平成元年5月12日規則第34号)

この規則は、平成元年5月13日から施行する。

附 則(平成4年3月31日規則第12号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年11月25日規則第65号)

この規則は、平成4年12月1日から施行する。

附 則(平成9年3月19日規則第2号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月4日規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第34号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

人権プラザ使用許可申請書

年 月 日

四日市市長

申請人 住 所
氏 名
電 話

次のとおり使用したいので、許可してください。

なお、使用については、隣保館の諸規程を厳守します。

| | | |
|-------|------------------------|------|
| 日 時 | 年 月 日 時から 年 月 日 時まで | 日間 |
| 使 用 室 | | 参加人員 |
| 使用目的 | | |
| 使 用 料 | | |

第2号様式（第4条関係）

| | | |
|---|---|---|
| 第 | 号 | |
| 人権プラザ使用許可書 | | |
| 住 所 | | |
| 氏 名 | | |
| 月 | 日 | |
| 付け申請のありました会館（ 室）の使用については、次の条件を附して許可します。 | | |
| 年 | 月 | 日 |
| 四日市市長 | | ④ |
| 条 件 | | |

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に四日市市長に対し異議申立てをすることができます。